

<p>国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針(案) (H22.8)</p>	<p>河川及びダム事業の計画段階評価実施要領細目 (たたき台)</p>
<p>第1 目的 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、直轄事業等の事業評価において、以下の取り組みを実施する。 ① 事業の前提となる政策目標を明確化した上で、事業の必要性及び事業内容の妥当性が検証可能となるよう評価の手法を改善する。 ② 計画段階における事業評価(計画段階評価)を導入する。</p>	<p>第1 目的 本細目は、「国土交通省所管公共事業における政策目標型事業評価の導入についての基本方針(案)」に基づき、河川及びダム事業の計画段階評価を実施するための運用を定め、もって適正に計画段階評価を実施し、河川及びダム事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。</p>
<p>第2 本基本方針(案)の位置づけ 評価の手法の改善についての基本的な考え方及び計画段階評価の基本的な枠組みを示し、試行の実施方針を定める。</p>	
<p>第3 評価の手法の改善についての基本的な考え方 以下の考え方を基本とするものとし、所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。)は、必要に応じて事業種別ごとに評価の手法を設定する。 ① 事業目的となる解決すべき課題・背景を把握し、その原因を分析する。 ② 達成すべき政策目標を明確化する。 ③ 政策目標に応じて必要な評価項目を設定し、事業内容の妥当性等について、代替案を提示した上で、具体的データやコスト等により比較、評価を行う。</p>	
<p>第4 計画段階評価の基本的枠組み 1 評価の対象とする事業の範囲 国土交通省が所管する公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く、別表に掲げる直轄事業及び独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く)とする。</p>	<p>第2 計画段階評価の対象とする事業の範囲 河川及びダム事業のうち以下の事業を除く全ての直轄事業等を対象とする。 (1)河川工作物関連応急対策事業 (2)河川維持修繕事業及び堰堤維持事業等維持・修繕に係る事業 (3)河川激甚災害対策特別緊急事業等の災害に係る事業 (4)災害復旧に係る事業 第3 計画段階評価を実施する事業 1 計画段階評価の単位の取り方 河川及びダム事業における計画段階評価の実施単位(以下「評価単位」という。)は、達成すべき政策目標に応じて適切に設けることとする。</p>
<p>2 評価の実施時期 評価の実施時期は、事業種別ごとに別表に掲げる時期を原則とする。ただし、災害や事故の発生又は兆候により緊急の実施を要すると認められる事業を行う場合は、新規事業採択時評価とあわせて実施することができるものとする。なお、計画段階評価後一定期間(5年間)を経過した後も事業化していない場合は、再度、計画段階評価を実施する。</p>	<p>第4 評価の実施時期 河川及びダム事業においては、新規事業採択時評価の前年度までに実施することを原則とする。ただし、災害や事故の発生、兆候又はおそれにより緊急の実施を要すると認められる事業等を行う場合は、新規事業採択時評価と同年度又はあわせて実施することができるものとする。</p>

<p>国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針(案) (H22.8)</p>	<p>河川及びダム事業の計画段階評価実施要領細目 (たたき台)</p>
<p>3 評価の実施 ① 評価の実施主体は、本省又は地方支分部局とし、所管部局(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局という。以下同じ。)が事業種別に応じて定める。 ② 地方支分部局又は独立行政法人等は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、評価を受けるために必要な資料を作成するとともに、評価の実施主体に提出する。 ③ 評価の実施主体は、事業の内容について関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。 なお、河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等における当該事業の代替案の比較評価を含めた審議及び都道府県の意見聴取を経て、河川整備計画の策定・変更を行う場合には、計画段階評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。 ④ 本省は、地方支分部局又は独立行政法人等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、対応方針を決定する。</p>	<p>第5 計画段階評価の実施 (1) 評価の実施主体 地方整備局等を基本とする。</p> <p>(3) 資料の提出先 計画段階評価に係る資料を本省水管理・国土保全局河川計画課に提出するものとする。</p> <p>(4) 都道府県からの意見聴取 河川法(昭和39年法律第167号)第60条第1項及び第63条第1項の規定により費用を負担することとなる都道府県の意見を聴くものとする。</p> <p>(5) 河川整備計画の策定・変更手続きの活用を図る場合 河川整備計画の策定・変更の手続きの活用を図る場合は、計画段階評価の対象とする事業内容、評価結果及び対応方針(案)を明らかにするものとする。</p>
<p>4 評価結果の公表及び関係資料の保存 対応方針の決定者及び所管部局は、評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、評価の根拠等とともに公表する。また、地方支分部局又は独立行政法人等は、評価の基礎となった関係資料を保存する。</p>	

<p>国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針(案) (H22.8)</p>	<p>河川及びダム事業の計画段階評価実施要領細目 (たたき台)</p>
<p>5 評価の手法 第3の基本的な考え方を踏まえて、計画段階評価を実施するものとする。</p>	<p>第6 計画段階評価の手法 1 計画段階評価の項目 河川及びダム事業については、原則として以下の項目に基づいて計画段階評価を実施するものとする。</p> <p>(1)流域及び河川の概要 ・流域の概要 ・河川の概要 ・河川整備の経緯 等</p> <p>(2)課題の把握、原因の分析</p> <p>(3)政策目標の明確化、具体的な達成目標の設定 ①達成すべき政策目標 ②具体的な達成目標</p> <p>(4)代替案の提示、比較、評価</p> <p>「4. 対策案の提示、比較、評価」においては、政策目標に応じて幅広い対策案を検討することとする。対策案が多い場合には、概略評価を行い2～5案程度の対策案を抽出して総合評価を行うこととする。</p>
<p>第5 試行の実施方針 平成22年度においては、計画段階評価の対象とする事業のうち一部の直轄事業を対象に、別表で掲げる時期において、計画段階評価を実施する。</p>	
<p>第6 その他 1 沖縄における事業の取扱 内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。</p>	
<p>第7 施行 本基本方針(案)は、平成22年8月9日から施行する。</p>	<p>第7 施行 本細目は、平成24年〇月〇日から施行する。</p>
<p>第8 経過措置 平成23年度予算に係る新規事業採択時評価を実施する直轄事業等のうち、計画段階評価の対象とする事業については、計画段階評価を新規事業採択時評価と併せて実施するものとし、平成24年度及び平成25年度予算に係る新規事業採択時評価を実施する直轄事業等のうち、計画段階評価の対象とする事業については、計画段階評価を新規事業採択時評価と併せて実施することができるものとする。 平成26年度以降の予算に係る新規事業採択時評価を実施する道路局所管の新設・改築事業において、別表に掲げる都市計画や環境影響評価の手続きに入る前の段階を過ぎている事業については、新規事業採択時評価の前年度までに計画段階評価を実施することを原則とする。</p>	